

## 優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても 60 秒です)

### 既存住宅に係る特定の改修をした場合の税額控除制度の創設

平成 21 年度の税制改正により、既存の住宅に一定の改修工事を行った場合には、所得税額から一定額を控除する特別控除制度が設けられました。この制度は平成 21 年度の税制改正で控除額等が拡充された住宅ローン減税とは異なり、借入を行わず自己資金で行った場合でも適用があるのが大きな特徴です。

対 象	一定の省エネ改修工事	一定のバリアフリー改修工事
適用居住年	2009 年 4 月 1 日 ～2010 年 12 月 31 日	2009 年 4 月 1 日 ～2010 年 12 月 31 日
改修工事費用	改修工事費用の額と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額	バリアフリー改修工事の額と標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額
工事限度金額	200 万円 (太陽光発電装置を設置する場合は 300 万円)	200 万円
所得税額控除	改修工事費用×10%	改修工事費用×10%
所得要件	合計所得 3,000 万円以下	
選 択	住宅ローン控除とバリアフリー改修促進税制(ローン型)、省エネ改修促進税制(ローン型)との選択制	
対 象	全ての居住の窓全部の改修工事、床等の断熱工事、太陽光発電装置等で工事費用の額が 30 万円を超える工事	廊下の拡幅、浴室改良、屋内の段差の解消等で工事費用が 30 万円を超える工事
重複適用	この 2 つの制度の重複適用は可。ただし合計上限 20 万円、30 万円(太陽光発電装置設置の場合)の頭打ちはあり。	